

事 務 連 絡

令和 8 年 6 月 12 日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課

各都道府県私立学校主管部課

附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 殿

構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を

受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局参事官（デジタル学習基盤担当）付
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ資源循環経済課
環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室

GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の
適切な処分（再使用又は再資源化）等について（注意喚起）

GIGAスクール構想の下で整備された端末を含めた使用済端末には、レアメタル等の有用な金属が多く含まれ、都市鉱山とも呼ばれます。我が国における金属資源の枯渇リスク対応等の観点から、当該端末の適正な再資源化を推進することが必要です。

この背景等を踏まえ、別添 1 の事務連絡では、当該端末の適切な処分（再使用又は再資源化）に当たっての参考に、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく認定事業者への処理委託等を、当該端末の再使用又は再資源化の手法の一つとして示しているところです。また、別添 2 の事務連絡では、各都道府県廃棄物行政主管部局宛てに、当該端末の処分における小型家電リサイクル制度に関するリーフレット（別添 3）の案内と、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者（以下「認定事業者」という。）等へ処理委託をする場合の収集区域等（別添 4）の確認について周知を行ったところです。

一方、今般、各都道府県教育委員会等における当該端末の処分に関し、一部の自治体等から、認定事業者であることを条件とする入札において、国からの認定を受けていない事業内容（変更申請中や未申請の内容、認定内容と異なる収集区域や処理フロー等）を前提として、認定事業者が入札参加や契約締結をしている疑いのある事例が報告されています。

認定事業者であっても、小型家電リサイクル法における認定内容に基づかない事業内容に関しては、使用済端末の再使用又は再資源化を含めた適切な処分を担保するものではございません。また、当該端末を廃棄する際は、廃棄物処理法その他関係法令の遵守が求められます。端末が適正に処理されずに不法投棄等が発生した場合は廃棄物処理法違反となる可能性や、端末のデータ消去が適切に実施されずに個人情報漏洩等が発生した場合はその責任を問われる可能性があるため、自治体等が排出事業者として、適正な処理が可能な事業者を自ら責任を持って選択しなけ

ればなりません。

そのため、認定事業者の入札に際しては、認定事業者に必要な情報提出を求め、以下の点をあらかじめご確認いただくことが望ましいです。

- ①小型家電リサイクル法に基づく国の認定を受けている事業者であること。
- ②認定を受けている収集区域に貴都道府県が含まれていること。
- ③使用済みGIGA端末の処理工程について、認定内容（再使用又は再資源化の具体的な事業内容、データ消去の方法及び証明書発行方法等）が明示されていること。

御多用のところ大変恐縮ですが、各都道府県教育委員会におかれては、当該端末の適正な処分を改めて徹底していただくとともに、本事務連絡の内容について所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）区町村教育委員会に対して周知し、市区町村教育委員会に対しては所管の学校に対しても周知するよう御伝達をお願いいたします。各政令指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

<添付資料>

- 別添 1 令和 5 年10月26日付け事務連絡「GIGAスクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」
- 別添 2 令和 6 年 5 月17日付け事務連絡「「GIGA スクール端末処分における小型家電リサイクル制度」に係る周知について（依頼）」
- 別添 3 リーフレット「GIGAスクール端末処分における小型家電リサイクル制度について」
- 別添 4 認定事業者一覧（連絡先・収集区域等：令和 8 年 6 月12日時点）

※環境省HP（<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/trader.html>）にて随時更新しておりますのでご参照ください。

<連絡先>

文部科学省初等中等教育局 参事官（デジタル学習基盤担当） 付
03-6734-3148（直通）

E-mail : gigakikin@mext.go.jp

経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ資源循環経済課
03-3501-4978（直通）

E-mail : bzl-3r-shigen@meti.go.jp

環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室
03-6205-4946（直通）

E-mail : hairi-recycle@env.go.jp